

品第 28 号
デジタル複合機賃貸借 仕様書

1 入札件名

令和 8 年 デジタル複合機賃貸借

2 納入場所

見附市の指定施設。詳細は、別紙・個別仕様書の「納入場所」のとおり

3 納入台数

9 台

※ 納入する機器については、別紙・個別仕様書に示した要求仕様と同等以上の性能を有していること。

※ 納入する機種は、入札日時点で各メーカーが提供している最新のモデルによること。

※ 納入する機器は、中古品は不可とし、製造業者の工場から直接出荷される新造機であること。

4 賃貸借期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間

※ 本件は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約です。よって、本件の契約締結日の属する年度の翌年度以降の発注者の予算において、当該予算が減額又は削除された場合は、発注者は翌年度以降の契約変更又は解除をすることができます。

5 納入期限

令和 8 年 8 月 31 日まで（必要な動作の確認等を含む。）

6 月間予定使用枚数

別紙・個別仕様書の「月間平均使用枚数」のとおり

※ ただし、今後の印刷枚数を保証するものではありません。

7 料金方式

（1）月額賃貸借料金 定額

機器の搬入及び設置調整のための費用並びに既存機器の撤去のための費用を含める。

（2）保守料金 月額カウンター料金方式

単価×月間印刷枚数とし、1 枚あたりの単価には、保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品（印刷用紙を除く。）の供給料金をすべて含める。

8 入札書の記載方法

- (1) デジタル複合機ごとに、月額賃貸借料金、保守料金（月額カウンター料金）の単価（小数点以下第2位まで記入してください。）を消費税相当額抜きの金額で提示してください。
- (2) 入札者は、提示する入札金額内訳書に従い、デジタル複合機ごとに、月額賃貸借料金及び保守料金の総価（月額カウンター料金単価に月間平均使用枚数を乗じて得た額）を算定してください。これら9台分を合算した総合計額を入札額とし、予定価格内で最低価格を提示した事業者を落札者とします。

9 設置及び撤去にかかる特記事項

- (1) 機器には動産保険を付加し、その費用を負担すること。
- (2) 搬入、設置、撤去等にかかる費用は、落札者が負担すること。
- (3) 機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は、落札者において処分すること。
- (4) 設置した機器については、賃貸借期間終了後、落札者の負担で撤去すること。
- (5) 機器搬入及び撤去時に建物等が破損したときは、一切を落札者の負担で復旧すること。
- (6) 機器が正常に使用できるまでの初期設定は、落札者が行うこと。設置機器を各部署のパソコンから操作するための設定作業は、落札者が行うものとする。（設定作業を要するパソコンのおよその台数は、別紙・個別仕様書の「接続PC台数」による。）
また、職員から機器の設定、操作方法等に関して要望があったときは、必要に応じて指導、助言等を行うこと。
- (7) プリンター設定作業及びプリンターを利用するパソコン設定作業について、LAN インターフェイスは IP アドレス等を設定し、ネットワークプリンターとして使用できるようにすること。（設置場所によっては2系統のネットワークから使用できるようにすること。個別仕様書参照。）ネットワークプリンターとして使用するための LAN ケーブルは、見附市が用意する。納入事業者は、納入部署の既設パソコンへのプリンタードライバのインストール設定を行い、インストール方法についてのマニュアルを作成して、部署の代表者に引継ぐこと。
- (8) デジタル複写機でスキャンした画像データを見附市が運用しているファイルサーバに保存できるよう宛先設定を行うこと。設定の詳細は、落札者決定後に伝えることとする。

10 保守・サポートにかかる特記事項

- (1) 機器が常に正常な状態で使用できるよう、必要な保守（定期点検、巡回サービス等）及び消耗品の供給を行うこと。

- (2) 複写機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。落札者は、通報から3時間以内に到着できるよう技術員を配置するものとし、速やかな到着が困難なときは、機器設置場所の責任者と協議を行うものとする。
- (3) 点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に当市職員に報告を行う。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。
- (4) 複写機に必要なトナー等の消耗品（印刷用紙を除く。）は不足することのないよう、配送等により速やかに供給を行うこと。なお、不足により当市からの要求で供給を行う場合は、休日を除き、要求から36時間以内に供給すること。